ACSES ニュースレター_２０４０号（2021 年 2 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（14 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇虫よけスプレーを自主回収　フマキラー、注意表示せず〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・ 消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・医療機器の自主回収について（クラス１）〈厚生労働省〉
・ガソリン携行缶の取り扱いに注意－取り扱いを誤るとガソリンの漏えいや噴出の原因に－〈国民生活センター〉
・意外と知らない　ガスの安全な使い方〈経済産業省〉
・機械式立体駐車場、経年劣化で事故多発　点検見直し提言〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇コロナ禍　メタメッセージ注意　　外の酒盛り、ランチならＯＫ？　誤解されるメッセージ〈Web 報道〉
[3] 廃棄物関係
◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定申請について（ゼロ・ジャパン株式会社）〈環境省〉
◇使い捨てじゃない！カイロの再利用で水をきれいに〈新聞報道〉
[4] 温暖化対策関係
◇アメリカ パリ協定にきょう復帰 温室効果ガス削減目標検討へ〈放送報道〉
[5] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　１件
[6] その他省庁発表　１件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　５件　　[開催記録、報告、資料等]　１件
[8] 海外の化学物質管理情報
〇国際：　１件　〇欧州：10 件　〇米国：６件　〇メキシコ：１件　〇オーストラリア：２件
〇中国：１件　〇韓国：１件　〇台湾：１件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件
[付録]
◇ガソリン携行缶の取り扱いに注意－取り扱いを誤るとガソリンの漏えいや噴出の原因に－〈国民生活センター〉

貝母（バイモ、編笠百合（アミガサユリ））

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇虫よけスプレーを自主回収　フマキラー、注意表示せず

＜共同通信　2021 年 2 月 16 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/509096

フマキラーは 16 日、「虫よけバリアスプレー　アミ戸窓ガラス 450 ミリリットル」に屋内で使用しないよう注意する表示をしなかったため、誤って屋内で使用しせき込む事例があったとして、商品を自主回収すると発表した。気体を吸い込んで喉への刺激や、一時的に息苦しくなる被害が報告されたが、後遺症などの心配はないとしている。

昨年 2 月から今月まで出荷され、全国のホームセンターなどで発売された、缶の底に印字された 6 桁の製造番号が「2」から始まる商品が対象。販売個数は不明という。

お客様相談センターに連絡するか、着払いで商品を送付すると代金相当額のクオカードが届く。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023190/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210218_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：63 件

うち重大事故等として通知された事案：43 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023189/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210218_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：８件、2.リコール・自主回収情報：７件、3.食中毒情報：５件

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・医療機器の自主回収について（クラス１）

＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16831.html

医療機器自主回収のお知らせ（クラスⅠ）（販売名：Valiant Navion 胸部ステントグラフトシステム）

本日、東京都より、日本メドトロニック株式会社が下記の医療機器の自主回収に着手した旨の情報提供がなされましたので、お知らせいたします。

記

一般的名称：大動脈用ステントグラフト

販売名：Valiant Navion 胸部ステントグラフトシステム

回収対象数量：5194 個

出荷時期：令和元年 10 月 18 日から令和３年２月９日まで

東京都における報道発表資

https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000741259.pdf

令和３年２月１８日

福祉保健局

医療機器自主回収のお知らせ

大動脈用ステントグラフト

都内の医療機器製造販売業者から大動脈用ステントグラフトを自主回収する旨、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく報告がありましたのでお知らせします。

１ 概要

日本メドトロニック株式会社（港区）は、同社が輸入した「Valiant Navion 胸部ステントグラフトシステム」について、米国メドトロニック社から、ステントの破損が確認されたとの報告を受けました。

このため同社は、当該製品を自主回収することを決定し、令和３年２月１７日、東京都に対し、医薬品医療機器等法の規定に基づいて報告を行いました。

なお、現在までに国内において重篤な健康被害が発生したとの報告はありません。

・ガソリン携行缶の取り扱いに注意－取り扱いを誤るとガソリンの漏えいや噴出の原因に－
＜国民生活センター　2021 年 2 月 18 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210218_2.html
--→ 末尾［付録］

・意外と知らない　ガスの安全な使い方
＜経済産業省　2021 年 2 月 8 日＞　https://meti-journal.jp/p/14127-2/
　毎日の生活に欠かせない「ガス」の本当に安全な使い方を知っているだろうか。日々の使い方に加え、トラブルへの対処法など、改めて見直してみよう。
ガス臭い＝換気扇をつけるのはNG!
　ガスは本来無臭だが、漏れたときにすぐに気づくように特有の臭いをつけている。ガス臭さを感じたとき、すぐに換気扇をつけてしまいそうだが、実は危険。換気扇や電気のスイッチは着火源になる可能性があるので絶対に触らないこと。まずは窓を大きくあけて、元栓を閉めてほしい。
換気不足に注意!
　換気が足りない状態でガス機器を使うと、一酸化炭素(CO)中毒になる恐れがある。一酸化炭素(CO)は色も臭いも無く、毒性が強い気体のため、ほんの少しでも吸い込んでしまうと気づかないうちに中毒になり、死に至る危険もある。ガス機器を使う際は、換気扇を回すか、窓をあけておくなど、必ず換気をしてほしい。
地震の時は
　ガスの使用中に大きい地震が来たときは、まずは自分自身の安全確保を最優先すること。震度５相当以上の地震のときは、ガスメーター(マイコンメーター)が自動でガスを遮断するので、慌てず揺れがおさまってから使用していたガス機器を止めよう。台所のガスこんろだけでなく、お風呂に使う給湯器なども忘れずに。
　安全確認の後、ガスを再び使用するには、復帰操作が必要なので、日頃からチェックしてほしい。
特設サイト「我須野一家の部屋」
　都市ガス、LP ガスの安全な使い方や注意点については、ガスを愛する「我須野さん」が説明する特設サイトをぜひご覧いただきたい。子ども向けのページや 4 コマ漫画もあるので、楽しみながら勉強できる。
　毎日使うものだからこそ、改めて知ってほしい。

・機械式立体駐車場、経年劣化で事故多発　点検見直し提言
＜朝日新聞　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP2L5CYDP2KUTIL039.html
　マンションの機械式立体駐車場で機器の経年劣化が原因とみられる車の落下事故が相次いでいるとして、消費者庁の消費者安全調査委員会（消費者事故調）は 18 日、機器の定期交換が適切に行われるよう国土交通省に対応を求める提言をまとめ、公表した。
　国交省によると、車を載せるパレット（駐車台）が落下した事故が 2017～19 年度にメーカーや保守点検業者から計 11 件（人身事故 1 件含む）届けられた。うち車ごと落下した 3 件のマンションの住民から事故調に調査の要望があり、事故原因を詳細に分析した。
　その結果､1 件がパレットを昇降させるワイヤロープが破断し､2 件がパレットを動かすモーターの不具合が原因だった。3 件は 03 年から 07 年に設置され、いずれもメーカーが推奨する定期交換時期を約 1～約 10 年超えて使用され、経年劣化が原因とみられるという。
　保守点検業者は、所有者のマンションの管理組合に、その他の機器と合わせて交換を推奨していたが、事故の発生リスクは説明しておらず、管理組合側は交換の必要性を十分に認識していなかった。また、2 件の管理組合では立体駐車場の保全計画が備わっていなかったという。
　立体駐車場ではパレット内で体を挟まれて死傷する事故が相次ぎ、昇降中は中に立ち入れないようにする前面ゲートを設ける安全対策が進む。事故調は前面ゲートがない場合は人身事故に直結すると指摘。重大事故につながる危険性が高いとみられる機器は、立体駐車場のメーカーが管理組合や保守点検業者にリスクを周知して交換を促すよう国交省に対応を求めた。
　3 件とも国交省の維持管理の指針に基づき、3 カ月に 1 度の定期点検は実施されていた。それでも事故につながった機器の劣化や不具合が見逃されていたことから、事故調は国交省に対し、機器の動作確認だけでなく、内部の部品を直接点検

するなど指針の点検項目を見直すよう提言した。国交省は「指摘を踏まえメーカーなどと協議したい」としている。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(2 月 17 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16820.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 2 月 18 日版）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09605.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=eYGQ-t7auTL7DyDrY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例、海外の状況、変異株、その他）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=O8PSuJyY-3C5TXapY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R7-uxODkhwzFMR3VY

◇マスコミ報道　見出し
・別の変異ウイルス確認　“抗体の働き弱くなる可能性”
＜NHK　2021 年 2 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210218/k10012875341000.html
・別の変異コロナウイルスを確認 国立感染研が報告
＜共同通信　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.47news.jp/5865319.html
・新型コロナ「第 3 波」 入院時点で重症やその後の死亡が増加
＜NHK　2021 年 2 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210219/k10012875481000.html
----
[対策・予防]
◇省庁発表
・接触確認アプリ「COCOA」の修正版（「1.2.2」）の配布を開始しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8vasJSQ83ixRVqhY
・新型コロナウイルスに関する Q&A（労働者の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2t6EDQwU9gR5cwBY
・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Z5-O5MDEpyzlET_1Y
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=O8PSuJyY-3C5TWCpY
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html
----
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・医療従事者等への接種について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R7-uxODkhwzFMRfVY
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoujuujisha.html
----
◇大学等関係
・1 日 1 食しか食べられない～コロナ禍で困窮する大学生たち～
＜NHK　2021 年 2 月 18 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210218/k10012869971000.html?utm_int=all_side_ranking-social_002

◇コロナ禍　メタメッセージ注意

外の酒盛り、ランチならＯＫ？　誤解されるメッセージ

＜産経ニュース　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.sankei.com/west/news/210218/wst2102180009-n1.html

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令が続く中、屋外で酒盛りをする人の姿が今も各地でみられる。コロナ禍では「自宅なら会食ＯＫ」や「パチンコ店以外は安全」など、発信者の意図とは異なる意味で独り歩きしてしまう「メタメッセージ」と呼ばれる現象に注意が必要だ。注意喚起や自粛要請を自分本位に解釈すれば、不要なトラブルにもつながりかねない。専門家は発信者に対し、「丁寧かつ具体的に説明すべきだ」と指摘する。

「昼食はみんなと一緒に食べてもリスクが低いということではない」

今年１月、西村康稔経済再生担当相は改めてこう述べた。午後８時以降の不要不急の外出自粛要請に対し、一部で広がった「昼ならば問題ない」という誤解。政府の意図が十分に伝わっていないと判断したとみられる西村氏が、クギを刺した形だ。

筑波大の原田隆之教授（臨床心理学）は「メッセージが、発信者の意図と違う形で受け取られてしまうことは珍しくない」と話す。こうした現象は社会学用語で「メタメッセージ」と呼ばれ、言語以外の情報から発信が本来の意図を超えること、と定義される。発信者の表情や声のトーン、逆説的な解釈や裏の意図などの「行間」を読まれることで起きるとされる現象だ。

さまざまな情報が飛び交うコロナ禍。未知のウイルスの脅威に対して流布する情報には、メタメッセージの危険性が潜んでいる。

昨春の緊急事態宣言時は密接、密集、密閉を指す「３密」に対し、「３つそろわなければ大丈夫」という誤った認識が広がった。また、感染リスクの高さが指摘されたライブハウスやパチンコ店、飲食店などを避ける動きが出る一方、今も飲食店を避けて屋外や自宅で会食や酒盛りをする人がいる。だが、本来は「そうした場所以外は安全」という意味ではない。

こうした現象はいずれも、本質からはかけ離れた解釈によるものだ。原田氏は「会食や外出は、誰もが本当は自粛したくない。だからこそ揚げ足を取るような解釈や、隙間を縫うような行動が起きる」と指摘する。

医療体制の逼迫（ひっぱく）は解消のめどが立っておらず、自粛生活はまだ続く見通しだ。メッセージを発する側は、どんな点に注意すべきなのか。原田氏は「とってほしい行動を、具体的に伝える方が効果的だ」とし、「避けることや控えることを示すと、どうしても抜け道ができてしまう。黙って食事をする、テレワークをするなど、とるべき行動を具体的に示す方が伝わりやすい」と指摘した。

****

[3] *廃棄物関係*

◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定申請について（ゼロ・ジャパン株式会社）

＜環境省　2021 年 2 月 18 日＞　http://www.env.go.jp/press/109140.html

◇使い捨てじゃない！カイロの再利用で水をきれいに

＜朝日新聞　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP2L032FP2DULBJ00V.html

寒い冬に欠かせない使い捨てカイロ。衣類に貼るなどして体を温めた後はそのままゴミ箱へ――。なんてことが多いが、

意外な再利用の方法もあるようだ。

使寒い冬に欠かせない使い捨てカイロ。衣類に貼るなどして体を温めた後はそのままゴミ箱へ――。なんてことが多いが、意外な再利用の方法もあるようだ。

使い捨てカイロは、鉄粉や活性炭、水、バーミキュライトと呼ばれる土から構成される。半分以上を占める鉄が空気中の酸素と反応して酸化鉄になり、その化学反応が起こるときに出る熱を利用する仕組みだ。

東京海洋大の佐々木剛教授はカイロの中身を使った水質浄化に取り組んでいる。2016 年から、東京都港区の干潟にカイロの成分の鉄や炭を入れ、実験を進めている。有機物による汚染度を示す化学的酸素要求量（COD）が半分に改善したという結果が出ているという。

水質浄化に取り組む GoGreenGroup（大阪市）の山下崇代表は、工場などから大量に廃棄される期限切れや使い終わったカイロに目をつけた。佐々木教授の協力を得て、18 年からカイロを回収し、海や池の水質浄化に取り組む。カイロの中身に酸を混ぜて一つ約 6 グラムの特製キューブを作り、兵庫県のゴルフ場の池で実証実験を進める。い捨てカイロは、鉄粉や活性炭、水、バーミキュライトと呼ばれる土から構成される。半分以上を占める鉄が空気中の酸素と反応して酸化鉄になり、その化学反応が起こるときに出る熱を利用する仕組みだ。

東京海洋大の佐々木剛教授はカイロの中身を使った水質浄化に取り組んでいる。2016 年から、東京都港区の干潟にカイロの成分の鉄や炭を入れ、実験を進めている。有機物による汚染度を示す化学的酸素要求量（COD）が半分に改善したという結果が出ているという。

水質浄化に取り組む GoGreenGroup（大阪市）の山下崇代表は、工場などから大量に廃棄される期限切れや使い終わったカイロに目をつけた。佐々木教授の協力を得て、18 年からカイロを回収し、海や池の水質浄化に取り組む。カイロの中身に酸を混ぜて一つ約 6 グラムの特製キューブを作り、兵庫県のゴルフ場の池で実証実験を進める。

****

[4] ***温暖化対策関係***

◇アメリカ パリ協定にきょう復帰 温室効果ガス削減目標検討へ

＜NHK　2021 年 2 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210219/k10012875491000.html

****

[5] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇大学改革推進等補助金「大学保有検査機器活用促進事業」の公募について

＜文部科学省　2021 年 2 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzhacwKvPgY3hbI

新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（同 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、感染拡大に備え、新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、検査体制の強化に取り組むことが重要とされています。

各大学においては、これまでも附属病院等を中心に検査に協力いただいてきたところですが、今後起こり得る再度の感染拡大に備え、大学、短期大学及び大学共同利用機関が保有する PCR 機器を活用した検査体制を整備し、検査に協力する大学等が本来計画していた教育研究活動の変更等に対して支援を行うため、本事業では研究費等の補助を行います。

大学保有検査機器活用促進事業は、検査に協力する大学等への支援として、1 地方公共団体や医療機関等からの委託等を受けて自ら PCR 検査を行う大学等や、2 保有する PCR 機器を他の検査機関等に貸与する大学等に対して、研究費等の補助を行うことで、我が国における新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡大を図るとともに、検査に協力する大学等が本来計画していた教育研究活動への支援を行うことを目的とします。

****

[6] ***その他省庁発表***

◇令和元年度衛生行政報告例の概況

＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzsqQGRgA4hBtYdRY

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第２回「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開催します　　２月 25 日

＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16818.html
「大麻を取り巻く環境と健康への影響」
・食品安全委員会 農薬第二専門調査会（第９回）の開催について　　３月１日、web 会議 、非公開
＜内閣府　2021 年 2 月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_9.html
（1）農薬（ベンタゾン）の食品健康影響評価について
（2）その他
・食品安全委員会 添加物専門調査会（第１８１回）の開催について　　２月２６日、web 会議 、非公開
＜内閣府　2021 年 2 月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/tenkabutu/annai/te_annai_181.html
（1）添加物に関する食品健康影響評価指針について
（2）その他
・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２０８回）の開催について
２月２６日、web 会議 、非公開
＜内閣府　2021 年 2 月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_208.html
（1）食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について
・JPTR003 株を利用して生産されたムラミダーゼ
・JPAN005 株を利用して生産されたペクチナーゼ
・収量増加及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP202216）（食品・飼料）
（2）その他
・令和２年度「体験の機会の場」と連携した環境教育の研修「地域・学校・行政と連携した環境教育活動」の開催について　　３月５日
＜環境省　2021 年 2 月 18 日＞　http://www.env.go.jp/press/109164.html

[開催記録、報告、資料等]
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会議事録 非公開
11 月 27 日、オンライン会議
＜厚生労働省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16832.html
（1）組換え DNA 技術応用食品等の製造基準の適合確認について
（2）その他
****

[8] ***海外の化学物質管理情報***
*1)　「NITE 化学物質管理関連情報 第 526 号　2021 年 2 月 17 日」　から
*2)　「化学物質国際対応ネットワークマガジン　第 109 号　2021 年 2 月 16 日」から

●国際
○Draft Guidance and Review Documents/Monographs Draft Test Guideline No. 509 on Crop Field Trials　*1)
＜経済協力開発機構(OECD) ＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-review-documents-monographs.htm
OECD は、作物フィールド試験に関するテストガイドライン No. 509 の草案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/3/22 まで。

●欧州
○「ロシア及び EAEU における化学物質管理政策最新動向セミナー」開催報告 *2)
2021 年 2 月 4 日に、化学物質国際対応ネットワークでは、ロシア連邦 CIS センターの担当者を講師とした「ロシア及びユーラシア経済連合（EAEU）における化学物質管理政策最新動向セミナー」を開催し、施行が予定されている化学品の安全性に関する技術規則（TR 041/2017）の詳細や、化学物質届出及び登録、化学物質安全データシート（SDS）作成といった事業者にとって必要な手続き等を含む、ロシア及び EAEU の化学物質管理制度の最新動向についての講義、質疑応答を行いました。
ロシア及び EAEU の化学物質管理に関心を持つ事業者等約 400 名にご参加いただき、盛況の内に閉会を迎えることができましたことを厚く御礼申し上げます。講演資料（英語版、日本語版）を当ネットワークのウェブサイトに近日中に掲載しますのでご利用ください。

環境省　化学物質国際対応ネットワーク　　http://chemical-net.env.go.jp/

○ユーラシア経済連合（EAEU）における最新動向 *2)

（１）化学品の安全性に関する技術規則（TR 041/2017）の施行の延期

ユーラシア経済連合（EAEU）が 2017 年 3 月 3 日に公布した「化学品の安全性に関する技術規則」（TR 041/2017）の施行が 2021 年 6 月 2 日に施行される予定であったが、下位規則の策定が進んでいないことと、EAEU 加盟各国の化学物質リスト（インベントリ）の作成が済んでいないことから延期となりました。施行予定日は未確定ですが、早くて 2022 年 11 月 30 日になります。（当ネットワーク「ロシア及びユーラシア経済連合（EAEU）における化学物質管理政策最新動向セミナー」より。）

（２）EAEU 化学物質リスト（EAEU リスト）の増補は 2021 年 2 月末まで続く

ロシア既存化学物質への収載申請は 2020 年 8 月初旬に既に締め切られて、2021 年 1 月 13 日にロシア当局から既存化学物質リストも発表されました。しかし、ロシア以外の EAEU 加盟４か国（ベラルーシ、アルメニア、カザフスタン、キルギスタン）の既存化学物質リスト収載申請を実施することで、EAEU リストへ収載されることが可能になります。

その中で、ベラルーシにおいて現時点でも申請が受け付けられ、締め切りは 2021 年 2 月 28 日です。ロシア既存化学物質リストに収載されていない化学物質があれば、今後、既存化学物質と扱えるように、ベラルーシ既存化学物質リストへの収載申請を実施可能です。申請資料要件はロシアのリスト収載申請と同じ、物質情報（CAS 番号、IUPAC 名称、分子式、構造式等）、用途、製造・輸入量等であり、実績の証明資料は提出不要になります。

（３）ロシア既存化学物質リストの統一版が正式に発表

ロシア産業貿易省は、2021 年 1 月 13 日、国家工業情報システム（GISP）の公式サイトで、ロシア化学物質統一版リストを発表しました。これはロシアの初めての公式リストになります。このリストには、主にこれまでロシア国内で流通した化学物質が含まれています。

ロシア産業貿易省　国家工業情報システム（GISP）（ロシア語）　　https://gisp.gov.ru/cheminv/pub/app/search/

（当記事（２）、（３）は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

○欧州における最新動向 *2)

（１）ECHA が新たに 2 物質を認可対象候補の SVHC（高懸念物質）リストへの追加

欧州化学物質庁（ECHA）は、2021 年 1 月 19 日、第 24 次 SVHC（高懸念物質）の認可対象候補リスト（Candidate List）へ、パブリックコメントを行っていた 2 物質を新たに追加しました。これにより、認可対象候補の SVHC（高懸念物質）リストに収載された物質は合計 211 物質となります。

新たに追加された 2 物質は以下のとおり。

・Dioctyltin dilaurate, stannane, dioctyl-, bis(coco acyloxy) derivs., and any other stannane, dioctyl-, bis(fatty acyloxy) derivs. wherein C12 is the predominant carbon number of the fatty acyloxy moiety

・Bis(2-(2-methoxyethoxy)ethyl)ether

欧州化学物質庁（ECHA）　認可候補リスト（英語）　　https://echa.europa.eu/candidate-list-table

○Harmonised classification and labelling consultations　*1)

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 8 日＞

https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation

ECHA は、5 物質の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/4/9 まで。

○ECHA Weekly - 10 February 2021 *1)

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 10 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-10-february-2021

ECHA は ECHA Weekly の 2021/2/10 版を掲載した。

○ECETOC T4 Task Force publishes first of four reports developing tiered testing strategy for thyroid disruption *1)

＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC　2021 年 2 月 9 日＞

https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-t4-task-force-publishes-first-of-four-reports-developing-tiered-testing-strategy-for-thyroid-disruption/

ECETOC は、その Special Thyroxine (T4) タスクフォースが、thyroid disruption の段階的試験戦略を開発する 4 つの報告書の最初の報告書を公開し、医学雑誌 Critical Reviewsin Toxicology に最近掲載されたと報じている。
○欧州化学物質庁、ベビー用紙おむつに使う化学物質の規制案についての協議を開始 *1)
＜環境展望台：国立環境研究所　2021 年 1 月 26 日＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=31175
○欧州化学物質庁、持続可能な射撃と魚釣りに向けて鉛の使用制限を提案　*1)
＜環境展望台：国立環境研究所　2021 年 2 月 3 日＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=31259

○ウクライナ

○ウクライナにおける最新動向　*2)

ウクライナにおける「化学品の安全性に関する技術規制」を検討

ウクライナ経済発展貿易農業省は、2020 年 12 月 9 日、公式ウェブサイトで、「化学品の安全性に関する技術規則」(“ウクライナ REACH”) の承認に関する閣僚会議の草案決議を公開しました。

本技術規則の主な目的は、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS) の実装、及び国内化学法と欧州 REACH との調和です。この草案は、欧州 REACH や欧州委員会の施行規則 (EU) 2016/9 (REACH のデータ共同提出及びデータ共有に関する委員会施行規則) といくつかのウクライナの法律を考慮して、欧州 REACH に従って作成されました。

草案では、ウクライナに製品を上市する条件として、年間 1 トンを超える化学物質の登録が必要としています。製品濃度が 0.1%以上の化学物質のみが登録の対象となります。草案では、欧州 REACH と同様に、複数の申請者からのデータ共同提出により登録を行うことができます。登録文書には、利用できる全ての物理化学データ、人健康有害性データ、及び環境有害性データが含まれている必要があります。

ウクライナ閣僚会議のドラフト決議（ウクライナ語）

https://www.me.gov.ua/Documents/Download?id=aaffacc5-415c-4da4-9f9c-0137ab90af6d

（当記事は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

○Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/UKR/179　*1)
＜ウクライナ　2021 年 2 月 9 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170327?FromAllNotifications=True
ウクライナ政府は、(化学物質の登録、評価、認可および制限の要件)「化学製品の安全性に関する技術規則の承認」に関する内閣決議(案) (ウクライナ語) を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/4/10 まで。

○Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/UKR/180　*1)
＜ウクライナ　2021 年 2 月 9 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170328?FromAllNotifications=True
ウクライナ政府は、「化学製品の危険有害性分類、予防的表示および包装に関する技術規則の承認」に関する内閣決議(案) (ウクライナ語) を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/4/10 まで。

●米国

○米国における最新動向 *2)

（１）TSCA に基づく 20 種類の化学物質のリスク評価に関する文書を公開

米国環境保護庁 (EPA) は、2020 年 9 月 4 日、優先度の高い物質と見なされる 20 種類の化学物質のリスク評価に関する最終範囲の文書を発表しました。

2019 年の通知に基づいて、20 種類の化学物質を優先度の高い物質として指定し、化学物質の使用が人の健康または環境に不当なリスクをもたらすかどうかを調査するためにリスク評価情報を収集しました。 この評価では、EPA は化学物質のばく露と固有の危険性の両方を分析しており、2020 年 4 月にこれらの文書草案に対するコメントを求めていました。

米国連邦政府　官報（英語）　https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-09-04/pdf/2020-19671.pdf

（２）TSCA 料金プログラムの変更を提案

EPA は、2020 年 12 月 21 日、パブリックコメントのために有害物質規制法 (TSCA) 料金規則の更新を公表しました。TSCA は、2016 年に公衆衛生と環境の保護を確保するための TSCA の実施に関連する費用を支援するために、化学物質製造者、輸入業者、場合によっては加工業者から料金を徴収する権限を EPA に拡大しました。2020 年 3 月、EPA はステークホルダーによって提起さ

れた問題を解決するために、料金規則を更新するための新しいルール作成プロセスを開始する計画を発表しました。その同じ3月に、EPAは、進行中の20種類の化学物質のリスク評価について、TSCA料金要件の対象となる3つのカテゴリーの製造業者に対して「アクションなしの保証」も発行しました。

EPAはこの規則における特定の修正を提案しており、これらの料金を決定する前に、EPAはステークホルダーと対話し、現実の状況を反映し、現在の要件の範囲を狭め、米国企業の負担を大幅に軽減し、TSCA料金を取り巻く要件の柔軟性を高める提案を通知しました。

2018年TSCA料金ルールに関しての更新案には、次のものが含まれます。

１．次の事業を手数料から免除することにより規則の範囲を狭める：化学物質を含む物品の輸入業者、副産物として化学物質を生産する会社、または不純物として製造または輸入する会社、化学物質を最小限の量で生産する会社、 化学物質は研究開発の目的でのみ使用し、非分離中間体として製造される化学物質を製造する会社

２．料金の計算を更新するために、見積もりではなく、過去2年間に収集されたコストデータを使用する。

３．生産量に基づく料金配分を提案し、料金が公正かつ適切に共有されることを保証するために、EPAが開始するリスク評価のために輸出のみの製造業者を含める。

４．最終リストが公開された後、EPAが開始するリスク評価の料金の対象となる製造業者のリストを修正できるようにし、リストの正確性を確保する。

５．手数料の支払いを分担するためにコンソーシアムを形成する時間を延長することにより、企業の柔軟性を高める。

６．EPAが開始し、製造業者が要求したリスク評価のために分割払いを許可する。

７．新しい化学物質活動に関連する新しい料金カテゴリーを追加する。

米国EPA Dockets（EPA-HQ-OPPT-2020-0493）（英語）https://www.regulations.gov/docket?D=EPA-HQ-OPPT-2020-0493

（３）EPA　TSCAアクティブーインアクティブルールの報告期間を再開

EPAは、2021年1月5日、TSCAのアクティブーインアクティブルールに基づく報告期間を再開すると発表しました。

TSCAは、EPAがTSCAインベントリ上の化学物質を「アクティブ」または「インアクティブ」として指定することを要求しており、これを達成するために、EPAはTSCA アクティブーインアクティブルールを最終決定しました。これは、2016年6月21日までの10年間に米国で製造、輸入、または処理された化学物質を特定することを企業に義務付けています。

以前の報告期間は2018年10月に終了し、提出者は特定の化学物質のIDを営業機密情報（CBI）として保持するという主張をする機会が与えられました。2019年8月5日以降、製造業者と加工業者は、インアクティブの化学物質を米国の商取引で利用する前にEPAに通知する必要があり、製造業者と加工業者は、EPAの中央データ交換（CDX）にある活動通知フォームBを介してEPAに通知できます。その通知を受け取ると、EPAはインアクティブな化学物質の商業活動指定をアクティブに変更します。

2020年5月、EPAはCBIのステータスを失い、TSCAインベントリの公開部分に移動すると予想される化学物質の中間リストを掲載しました。EPAは現在、特定の化学的同一性に関する既存のCBIの主張を維持するために、企業がアクティブーインアクティブルールに基づいてファイリングを提出、修正、または撤回することを許可しています。

EPAの通知（英語）　https://www.epa.gov/tsca-inventory/tsca-inventory-notification-active-inactive-rule

（４）EPAが燃料等として使用される化学物質へのTSCAの適用性を再確認

EPAは、2020年12月、燃料及び燃料添加剤として使用される化学物質、及び石油または再生可能資源から製造された留出物がTSCAの対象であることを再確認するコンプライアンス・アドバイザリーをリリースしました。

ステークホルダーからの問い合わせに応じて、EPAは、燃料及び燃料添加剤がTSCA要件の対象であることを再確認するためにこの勧告を発行しています。TSCAでは、TSCAインベントリに収載されていない化学物質を製造（輸入を含む。）する予定の事業者は、化学物質の製造の少なくとも90日前に製造前通知（PMN）を提出する必要があることを規定しており、 さらに、TSCAインベントリ収載されている化学物質がTSCAの重要新規利用規則（SNUR）の対象である場合、該当物質が重要な新規利用のために製造または処理される少なくとも90日前に、重要新規利用通知（SNUN）を介して通知される必要があります。

現在、TSCAインベントリには約142個のナフサと178個の留出物（組成的にナフサと見なすことができる。）があり、UVCB物質（組成が不明または不定である化学物質）と見なされています。ほとんどは石油資源から作られ、一部は再生可能資源から作られています。

石油源から作られたナフサには、水素化分解されたナフサ（シェールオイル）、水素化処理された軽質ナフサ（石油）、水素化処理された軽質留分（コールタール）及び留出物（シェールオイル）などが含まれます。

再生可能な資源から作られたナフサには、ナフサ（リグノセルロース）、留出物（水素化分解牛脂）、ココナッツオイル、脱臭

剤留出物などが含まれます。
EPA コンプライアンス・アドバイザリー（英語）
https://www.epa.gov/sites/production/files/2020-12/documents/renewable_naphtha_compliance_advisory_web_v3_1.pdf
（当記事（１）～（４）は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）
○Certain New Chemicals or Significant New Uses; Statements of Findings for August 2019 *1)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 8 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/02/08/2021-02523/certain-new-chemicals-or-significant-new-uses-statements-of-findings-for-august-2019
EPA は、TSCA 第 5 条(a)に基づいて EPA に提出された製造前届出(PMN)、微生物商業活動届出(MCAN)、および重要新規利用届出(SNUN)に対し、2019/8/1 から 2019/8/31 までの期間に、これらの新規の化学物質または重要な新規利用が不当なリスクをもたらす可能性は低いと認定したものを TSCA 第 5 条(g)に従い官報公示した。
○Certain New Chemicals or Significant New Uses; Statements of Findings for September Through December 2019 *1)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 8 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/02/08/2021-02525/certain-new-chemicals-or-significant-new-uses-statements-of-findings-for-september-through-december
EPA は、TSCA 第 5 条(a)に基づいて EPA に提出された製造前届出(PMN)、微生物商業活動届出(MCAN)、および重要新規利用届出(SNUN)に対し、2019/9/1 から 2019/12/31 までの期間に、これらの新規の化学物質または重要な新規利用が不当なリスクをもたらす可能性は低いと認定したものを TSCA 第 5 条(g)に従い官報公示した。
○Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for November 2020 *1)
＜米国環境保護庁(US EPA)　　2021 年 2 月 9 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/02/09/2021-02660/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-november-2020
EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2020/11/1～2020/11/30 の期間に受理した製造前届出(PMN)、
重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、
テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の
開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。
意見提出は 2021/3/11 まで。
○Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for December 2020 *1)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 10 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/02/10/2021-02728/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-december-2020
EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2020/12/1～2020/12/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。意見提出は 2021/3/12 まで。
○EPA Seeks Small Businesses Input on Risk Management Rulemaking for Asbestos, Part 1: Chrysotile Asbestos *1)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 11 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-small-businesses-input-risk-management-rulemaking-asbestos-part-1-chrysotile
EPA は、アスベストのパート 1：クリソタイルのリスク管理規則策定に際し、小規模事業者、政府、および非営利団体に小規模事業者代表（SER）として参加し、小規模事業擁護レビュー（SBAR）パネルにアドバイスと推奨事項を提供するように求めている。

●メキシコ

○メキシコにおける最新動向　*2)
　危険物及び有害物質の輸送に関する規制案を WTO に通知
　メキシコ政府は、2021 年 1 月 4 日、危険物及び有害物質の輸送を規制するメキシコ公式基準（NOM）PROY-NOM- 002-SCT/2020

の草案について、世界貿易機関（WTO）に通知しました。コメント期間は2021年2月19日に終了します。
　この基準は、輸送される危険物をクラス／危険等級／二次リスク／国連番号に応じて特定し、 メキシコでの輸送を規制するための特別規定を確立します。
　提案された規制は、11のセクションと6つの附属書を含み、範囲、定義、物質の分類、管理及び監督当局、及び適応期間を確立する広範な文書になります。この基準は、陸路、空路、海路で輸送される危険物に対して、すべての荷送人、運送業者及び受領者に義務付けられます。また、6つの付属書は、基準の対象となる有害物質の包括的なリストを構成しており、アルファベット順及び番号順の危険物、特定の物質に関する特別規定、一般的な公的輸送指定、危険特性の優先順序及び自己反応性物質で構成されています。
　この基準は、「最も一般的に輸送される危険物リスト」（NOM-002-SCT2 /2011）に置き換わり、公式に掲載されてから60日後に発効します。
WTO　通知（英語）　http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169638?FromAllNotifications=True
メキシコ外務省　公式ジャーナル（スペイン語）　　https://www.dof.gob.mx/2020/SCT/SCT_21122020.pdf
（当記事は、Verisk 3E社より情報提供いただきました。）

●オーストラリア

○<u>オーストラリアにおける最新動向</u> *2)
　輸入及び製造された化学物質の分類に関するAICISガイドを更新
　オーストラリア保健省の工業化学品導入スキーム（AICIS）は、2020年12月23日、「輸入及び製造された化学物質を分類するためのガイド」（ガイドライン）を更新し、公開しました。
　このガイドラインは、新しいAICISスキームの下で輸入及び製造された化学物質を分類する義務を遵守するための段階的なプロセスを提供しています。6つの主要なステップがあり、ステップ4は、化学物質の導入に関連する人健康リスクのレベルを示す方法に関する内容です。本ガイドライン（更新版）では、ステップ4.5にマイナーな変更が加えられています。これには、AICISに4つの人健康ばく露バンドと3つの危険特性を示すために必要な詳細情報が含まれ、有害性バンドの有害性特性に関する追加情報と定義は、更新版のこの部分に含まれています。
オーストラリア保健省　ウェブサイト（英語）
https://www.industrialchemicals.gov.au/help-and-guides/guide-categorising-your-chemical-importation-and-manufacture
（当記事は、Verisk 3E社より情報提供いただきました。）
○<u>Extra guidance on the categorisation of highly branched organic chemicals</u> *1)
＜オーストラリア　2021年2月11日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/extra-guidance-categorisation-highly-branched-organic-chemicals
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、高度に分岐した有機化学物質の豪における製造または輸入(導入)カテゴリーについて追加のガイダンスを掲載した。
Categorisation of highly branched organic chemicals　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/help-and-guides/extra-resources-help-you-categorise-your-introduction/categorisation-highly-branched-organic-chemicals
---

●中国

○<u>中国における最新動向</u>　*2)
（１）「新規化学物質環境管理登記指南」及び関連フォームと記入説明の公表
　中国生態環境部は、2021年1月1日施行の「新規化学物質環境管理登記弁法」（生態環境部令第12号）を実施するために、「新規化学物質環境管理登記指南（ガイドライン）」及び関連フォームと記入説明書を作成し、2020年11月17日に公表しました。
中国生態環境部　公告（中国語）　http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202011/t20201119_808843.html
（２）「中国既存化学物質名録」増補の公告
　新規化学物質環境管理の関連要求に基づき、「＜中国既存化学物質名録＞の補足と改善作業に関する通知」（環弁固体函〔2019〕

575 号）で規定する増補手順にしたがい、生態環境部は関連化学物質の生産企業、輸入企業、使用企業、関連業界団体及びその他組織が提出した申請資料に対して審査を行いました。

2020 年 12 月 24 日に、生態環境部より、規定に適合している第 2 組 238 種の化学物質を「中国既存化学物質名録」に収載することを公告しました。

中国生態環境部　公告（中国語）　http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202012/t20201224_814606.html

（３）「化学物質環境・健康有害性評価ガイドライン（試行）」など 3 つのガイドラインを公布

生態環境部は、2020 年 12 月 25 日、「生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止に断固として取り組む中共中央国務院の意見」の要求を着実に実行し、化学物質環境リスク評価作業を指導・規範化するために、「化学物質環境・健康有害性評価ガイドライン（試行）」及び「化学物質環境・健康ばく露評価ガイドライン（試行）」並びに「化学物質環境・健康リスク判定ガイドライン（試行）」を策定、公布しました。

中国生態環境部　公告（中国語）　http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202012/t20201225_814802.html

（当記事（１）～（３）は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

●韓国

○韓国における最新動向 *2)

「化学物質の分類及びラベル、MSDS に関する基準」（雇用労働部告示第 2020-130 号）を正式に公布

韓国雇用労働部は、2020 年 11 月 12 日、「化学物質の分類・ラベルと MSDS に関する基準」（第 2016-19 号告示）の正式改訂版を公布しました。2021 年 1 月 16 日から施行されました。主な改訂内容は以下のとおり。

１．MSDS の秘密保持不可の物質リストを追加
２．物理化学的危険性、人健康有害性、環境有害性の各区分の記載必須閾値を明記
３．CBI 審査結果を MSDS に反映する義務を追加
４．研究開発用化学物質または化学品の定義を明記
５．その他の事項の補足と改善

2020 年 6 月 8 日に発表された改訂草案と比べ、正式版の内容に変更はほとんどありませんでした。

韓国雇用労働部 公告（韓国語）　http://www.moel.go.kr/info/lawinfo/instruction/view.do?bbs_seq=20201100504

（当記事は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

●台湾

○台湾における最新動向 *2)

台湾登録システムに新たな機能が追加（秘密保持していない新規化学物質の CBI 申請の追加提出が可能に）

2019 年 3 月に公布された「新化学物質及び既存化学物質資料登録弁法」（修正版）は、第 20 条に「登録許可された化学物質について、秘密保持を未申請の場合、新規化学物質の登録延長を申請する際、又は既存物質の登録を完了後、CBI 申請を追加申請できる」という規定を追加しました。

本弁法が発効した後も、物質登録システムでは当該機能を追加設定していなかったため、事業者側は申請したい場合、紙媒体を通して申請するしかありませんでした。2020 年 12 月 31 日に、当局がようやくシステムを更新し、システムにおいて、登録完了した新規化学物質の CBI 追加申請が可能になる機能が加わりました。ただし、既存化学物質関連機能については未更新のままです。

（当記事は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

****

[9] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 34 例目）係る野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2021 年 2 月 18 日＞　http://www.env.go.jp/press/109203.html

・フィリピンからの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2021 年 2 月 18 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210218.html
農林水産省は、今般、フィリピンにおける鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、同国からの家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。
****
[付録]
◇ガソリン携行缶の取り扱いに注意－取り扱いを誤るとガソリンの漏えいや噴出の原因に－　*上記［1］関係*
＜国民生活センター　2021 年 2 月 18 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210218_2.html
　ガソリン携行缶はガソリンを運搬するための金属製の容器で、ホームセンターや自動車用品店などの実店舗、インターネット通信販売などで販売されています。ガソリンの貯蔵、取り扱い、運搬方法等については消防法令により規定されており、ガソリン携行缶以外のポリタンクなどにガソリンを入れて運搬することは禁止されています。そのため、刈払機や耕運機、発電機への給油等でガソリンを運搬する場合はガソリン携行缶を使用する必要があります。
　当センターでは、これまでに各地の消費生活センターからガソリン携行缶に関するテスト依頼を 3 件受けており、いずれも保管中にガソリンが漏えいしたというものでした。このうち 2 件は、保管中の温度変化による内圧の変化の繰り返しによって亀裂が生じ、ガソリンが漏えいしたと考えられました。さらに、夏場の炎天下など、高温になる場所でガソリンが入ったガソリン携行缶を保管し、内圧が上昇した状態でキャップを外すと、中のガソリンが噴出する危険性があります。そこで、ガソリン携行缶の取り扱いに関する危険性を検証し、注意喚起することとしました。
ガソリン携行缶とは
最大容積は、消防法令により 22L と規定されており、小型のものでは 1L 以下のものもあるなど、大きさや形状はさまざまです。ただし、いずれのガソリン携行缶においても、消防法令に規定されている落下試験、気密試験、内圧試験、積み重ね試験で基準に適合している必要があります
ガソリン携行缶の中にはエア調整ねじが付いているものがあり、キャップを外す前に圧力調整を行うことで、気化したガソリンにより上昇した内圧を下げ、ガソリンの噴出を防ぐことができます
ガソリン携行缶には消防法令で定められた安全性能基準に適合していることを示す表示として、KHK マーク（注 1）や UN マーク（注 2）のいずれか一方、または両方が貼付されているものが多く見受けられます
（注 1）危険物保安技術協会の試験確認基準に適合した危険物運搬容器に表示されます。KHK マークの付された容器は、消防法令の試験基準に適合したものとみなされます。
（注 2）危険物の国際輸送に関する国際勧告（UN 規格）に適合した危険物運搬容器に表示されます。UN マークの付された容器は、消防法令の試験基準に適合したものとみなされます。
保管中の温度変化の影響による事故の危険性
直射日光が当たる車内にガソリン携行缶を放置したところ、内容物の温度は 60℃以上に上昇しました
ガソリンの入ったガソリン携行缶の内圧が上昇した状態でキャップを外したところ、ガソリンが激しく噴出しました
ガソリン携行缶の内圧の変化が繰り返されると、亀裂が生じ、ガソリンが漏えいする可能性がありました
表示の調査
高温になる場所は避けて保管する旨の注意表示がすべての銘柄で見られました
内圧の変化によりガソリン携行缶に亀裂が生じるおそれがある旨の記載がされているものは 4 銘柄中 1 銘柄のみでした
消費者へのアドバイス
ガソリン携行缶を高温になる場所に保管すると内圧が上昇し、キャップを外す際にガソリンが噴出する危険性があります。
直射日光が当たるなど、高温になる場所には保管しないようにしましょう
温度変化の大きい場所での保管を控えるとともに、こまめに圧力調整を行いましょう
ガソリンは危険物です。取り扱いや保管に十分注意し、必要以上のガソリンを保管しないようにしましょう
事業者への要望
ガソリンの入ったガソリン携行缶を温度変化の大きい場所に保管した場合の危険性について、取扱説明書等に記載し、注意喚起することを要望します
********** 以上 **********